

# 第1章 計画の基本的な考え方



---

第1節 計画の基本的な考え方

第2節 計画の枠組み

第3節 計画の構成

---

第1節 計画の基本的な考え方

文京区では、区民が安心して健康に、そして快適に暮らせることや、社会の仕組みを人と自然が調和して持続的に発展できるかたちへ変えていくこと、さらにはかけがえのない私たちの地球の環境を守っていくことを目指し、1999（平成11）年3月に文京区環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を策定しました。

文京区の環境を守り創る「道しるべ」としての役割を与えられたこの計画は、20年間（平成30年度まで）における施策の方針や区民・事業者等の取組の基本的なあり方が示されています。

一方、計画策定以降、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の大きな転換、限りある資源を大切に作る気運の高まり、生物多様性への関心の高まりなど、社会的な背景も大きく変化しており、新たに対応すべき課題も浮き彫りになってきたため、これらに対応する新たな「道しるべ」としてこの計画を改定することとなりました。

新たな環境基本計画の改定にあたっては、環境分野における低炭素、資源循環（廃棄物処理）などをはじめとする各分野の個別計画が充実しつつある現状を踏まえ、区の環境施策における新たな10年に向けての大きな方針・方向性を指し示す理念的な計画とします。

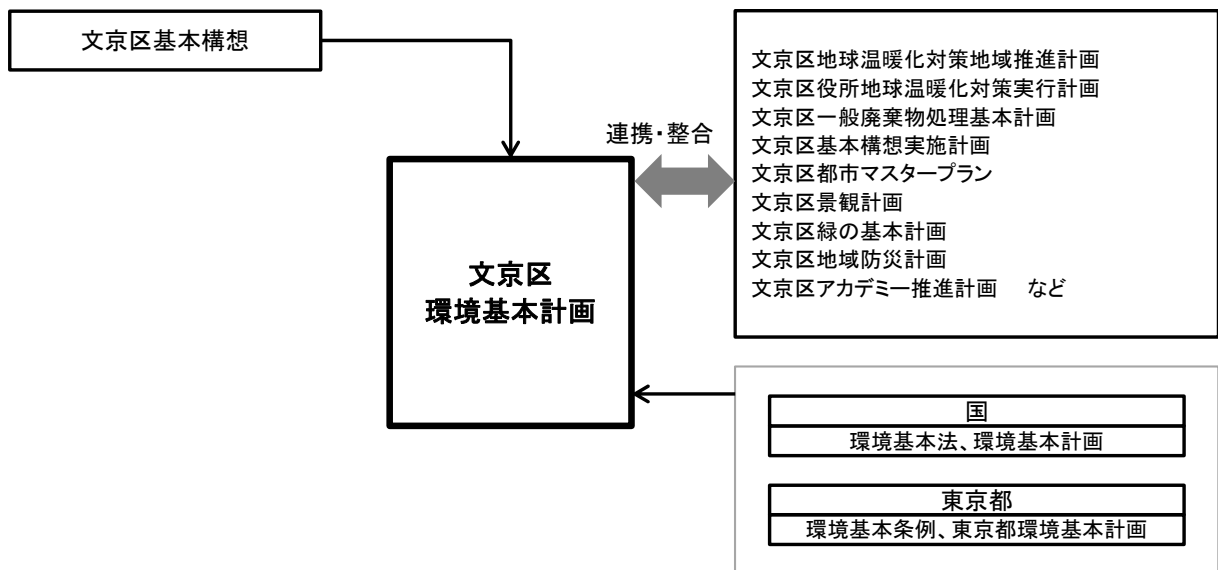
第2節 計画の枠組み

1 位置づけ

本計画は、国の環境基本法及び環境基本計画の精神を踏まえ、「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現を、環境等の側面から担う計画となります。

また、その他のまちづくり、防災などの分野を担う各個別計画とは、相互に連携・整合を図ります。

●環境基本計画の位置づけ



## 2 計画の対象地域

本計画では、文京区全域を対象とします。

## 3 計画の対象とする環境の範囲

本計画では、これまでの計画と同様に、私たちを取り巻くさまざまな環境を対象とします。

具体的には、動植物、水辺などの自然環境、大気、水質、騒音・振動、防災などの生活環境、歴史的・文化的資源などの人文・歴史環境、土地利用や産業、廃棄物などの社会環境、地球温暖化、エネルギーなどの地球環境となります。

### ●環境の範囲

分類	要素
自然環境	気象、地形・地質、地下水・湧水、河川、植物、動物、公園・緑地
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、化学物質、水資源、景観、防災
人文・歴史環境	神社・仏閣、歴史的・文化的資源
社会環境	土地利用、産業、人口構造、道路・交通、廃棄物
地球環境	地球温暖化、エネルギー

## 4 計画の期間

本計画は、2017（平成 29）年度から 2026（平成 38）年度までの 10 年間で計画対象期間とします。

## 第3節 計画の構成

### ●計画の構成

#### 第1章 計画の基本的な考え方

- ・計画の基本となる考え方について
- ・計画の位置づけ、対象地域、対象とする環境の範囲、期間などの枠組みについて

#### 第2章 計画の理念・目標

- ・計画の基本理念について
- ・理念をふまえた10年後に到達していることが望ましい「環境共生都市ビジョン」について
- ・環境共生都市ビジョンを達成するための5つの基本目標について

#### 第3章 環境施策の方向性

- ・環境施策の方向性体系について
- ・分野別の環境施策の方向性について  
(基本目標ごとに、現状・課題)  
(施策項目ごとに必要な施策の方向性・主な施策、区民・事業者の主な取組)

#### 第4章 計画の推進

- ・計画を推進するための体制について
- ・計画の進行管理の仕方について